



2024年8月27日

各位

会社名 株式会社レスター  
(コード：3156 東証プライム市場)  
代表者名 代表取締役副社長 朝香 友治  
問い合わせ先 専務執行役員 二島 進  
(電話：03 - 3458 - 4618)

**(訂正)「PCIホールディングス株式会社株式(証券コード：3918)に対する  
公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び  
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社レスター(以下「公開買付者」といいます。)は、2024年8月9日開催の取締役会において、PCIホールディングス株式会社(証券コード：3918、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2024年8月13日より本公開買付けを実施しておりますが、(i)公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2024年8月26日に終了し、記載すべき買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数と買付け等前における株券等所有割合が判明したこと、並びに(ii)公開買付者が、公正取引委員会から2024年8月21日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2024年8月22日に受領し、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたことに伴い、2024年8月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年8月21日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2024年8月13日付公開買付開始公告につきまして、記載事項の一部を訂正するとともに、当該通知書を新たに添付書類とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年8月27日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024年8月9日付「PCIホールディングス株式会社株式(証券コード：3918)に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの訂正

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5,850個	(買付け等前における株券等所有割合 5.83%)
----------------------------------	--------	--------------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	二 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	50,650個	(買付け等後における株券等所有割合 50.50%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	98,985個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は本公開買付けにおける買付予定数(4,480,000株)の株券等に係る議決権の数(44,800個)に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(5,850個)を加えた議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(10,029,105株)に係る議決権の数(100,291個)を分母として計算しております。但し、公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使されなかった場合、本基準株式総数(9,904,705株)に係る議決権数(99,047個)を分母として計算した「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は51.14%となります。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	5,850個	(買付け等前における株券等所有割合 5.83%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	536 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.53%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	50,650個	(買付け等後における株券等所有割合 50.50%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	98,985個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は記載しておりません。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は本公開買付けにおける買付予定数(4,480,000株)の株券等に係る議決権の数(44,800個)に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(5,850個)を加えた議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本

公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数（10,029,105株）に係る議決権の数（100,291個）を分母として計算しております。但し、公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使されなかった場合、本基準株式総数（9,904,705株）に係る議決権数（99,047個）を分母として計算した「買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は51.14%となります。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付け期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付け者の事前届出に関し、(i) 公開買付け者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii) 措置期間が満了しない場合、又は(iii) 公開買付け者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び(ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## II. 2024年8月13日付公開買付け開始公告の訂正

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びビヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びビヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上